

## はじめに

これまで週刊誌等の終活特集では、「遺言」や「エンディングノート」といった話題がその中心となっていました。近年は、これに加えて「死後事務委任契約」という言葉をよく目にするようになりました。死後事務委任契約とは、信頼できる第三者に自分の死後の手続きを予め委任しておく契約であり、おひとりさまをはじめとした、自身の葬儀や遺品整理、行政機関への届出等を行ってくれる人がいない人を中心にそのニーズが高まってきています。

少産多死社会に突入している現在の日本においては、相続人のいない人や相続人がいたとしても家庭の事情等で自身の死後の手続きについて頼ることができない人が増加しており、それらの人々の死後の手続きを誰が担うのかは既に一つの社会問題となっています。

また、身元不明の遺体や身元は判明しているけれど遺族に遺体の引取りを拒否される件数は年々増加しており、市町村で行う遺体の埋火葬に関する負担も決して軽いものではありません。自治体としても喫緊の課題として対処を急がなければならない問題であり、一部地域では社会福祉協議会等をはじめとして、おひとりさまの死後事務に関する支援が広まりつつあります。

そうした事情を背景に、これまで身元保証団体を中心に葬送支援等の名目で行われてきた、信頼できる第三者による死後の手続きサービスとしての「死後事務委任契約」に注目が集まることになりました。死後事務委任契約は、委任者ごとに契約内容が異なるのが普通であり、定型の契約書ですべてのケースに対応することは難しい契約形態となっています。そのため、死後事務委任契約を必要とする人のこれまでの人生を考慮したうえで、遺言や任意後見契約等も含めて総合的に契約内容を決めていかなければなりません。

本書は、第1章にて死後事務委任契約をはじめとした「高齢者等終

身サポート事業」と呼ばれる事業の抱える問題点や、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が策定された背景を解説したうえで、第2章から第8章では、実際の死後事務委任契約の締結から執行の完了までを、筆者が代表を務める一般社団法人 死後事務支援協会（本書では「当協会」という）での手続方法を基に紹介していきます。

また、第9章では、おひとりさまをはじめとした死後事務委任契約を希望する人に特有の税金に関する問題について、事例ごとにQ & A方式で国税OB税理士による解説を試みています。

死後事務委任契約の執行時のトラブルを防ぐには契約時に将来に起こり得るトラブルについて、どれだけ想像力を発揮して事前に準備をしておけるかにかかっていますので、本書がその一助になれば幸いです。

令和7年3月

一般社団法人 死後事務支援協会  
代表理事 谷 茂（行政書士）

# 目 次

## 第1章 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン策定の背景

- 1 高齢者等終身サポート事業とは 14
- 2 高齢者等終身サポート事業の始まりと現状 18
- 3 高齢者等終身サポート事業の問題点が浮き彫りになった出来事 22
  - (1) 公益財団法人日本ライフ協会の破綻問題 22
  - (2) 裁判所に「公序良俗に反する契約で無効」とされた死因贈与契約 24
- 4 問題が浮き彫りになっても、なお必要とされる高齢者等終身サポート事業への需要 30
- 5 病院や高齢者施設が高齢者等終身サポート事業者に期待する役割 37
- 6 病院や高齢者施設の身元保証にとどまらない高齢者等終身サポート事業者の役割 40
  - (1) 情報共有の難しい時代 40
  - (2) 高齢者等終身サポート事業者の担う役割 42
- 7 高齢者等終身サポート事業を必要としている人の実情 45
- 8 民間の高齢者等終身サポート事業者を活用せざるを得ない現実 49
- 9 民間の高齢者等終身サポート事業者の急増とガイドラインの必要性 53

- (1) 民間の高齢者等終身サポート事業者の急増によるトラブル 53
- (2) ガイドラインと認証制度について 56

## 第2章 死後事務委任契約とは

- 1 死後事務委任契約を始めたきっかけ 64
- 2 死後事務委任契約とは何か 67
- 3 死後事務委任契約の副次的効果 70
- 4 死後事務委任契約の受任者になるのは誰か？ 72
  - (1) 友人や趣味の仲間に死後事務受任者を依頼する場合の注意点 73
  - (2) 士業なら誰に頼んでもよいわけではない 74
  - (3) 身元保証団体等への依頼 75
  - (4) 受任者の選定は委任者自身がどのようなサービスを必要としているかを中心に検討する 76
- 5 成年後見人がいても死後の手続きが安心ではない理由 78
- 6 今後増えてくる夫婦二人、兄弟姉妹での死後事務委任契約の利用 83
- 7 同性婚や事実婚などの法律婚以外の人にも利用価値のある死後事務委任 89
- 8 依頼者が求めているサービスの見極め 92

## 第3章 死後事務委任契約締結までに知っておきたいこと

- 1 死後事務委任契約の相談者や依頼者の経路 96
  - (1) 依頼者層の変化 96

- (2) 医療機関や介護施設等からの紹介の際について 97
- (3) 高齢の親族に代わり死後事務受任者を探す親戚の存在 98
- (4) お寺の住職が一人暮らしをしている檀家のために死後事務を受任するケース 102
- (5) 契約者が一番心配しているのは事業者の信頼性 103
- 2 死後事務委任契約の契約方法 106
  - (1) 死後事務委任契約には決まった方式があるのか? 106
  - (2) 私署証書、公正証書で作るメリット、デメリット 107
  - (3) 一般契約書、公正証書の両方を作成するケース 109
- 3 遺言書執行者と死後事務受任者の関係 114
  - (1) 遺言執行者に死後事務受任者の執行を監督してもらうという方法 117
  - (2) 復代理規定の利用について 118
- 4 死後事務委任契約と同時に遺言書を作成する場合の注意点 122
  - (1) 清算型遺言の注意点 122
  - (2) 包括遺贈を放棄する場合は家庭裁判所への相続（遺贈）放棄の手続きが必要 124
  - (3) 死後事務委任契約を解除しても遺言まで無効になるわけではない 126
- 5 任意後見契約書と死後事務委任契約書を同時に作成する場合 128

## 第4章 実際の死後事務委任契約書の作成

- 1 死後事務委任契約はカスタムメイドが基本 134
  - (1) 第1条（契約の効力） 139
  - (2) 第2条（委任事務の範囲） 139

- (3) 第3条（葬儀・埋納骨等） 140
- (4) 第4条（連絡・通知等） 151
- (5) 第5条（費用の負担） 153
- (6) 第6条（報酬） 154
- (7) 第7条（契約の変更その他協議） 155
- (8) 第8条（委任者からの解除）・第9条（受任者からの解除） 156
- (9) 第10条（契約の終了） 157
- (10) 第11条（報告義務） 161
- (11) 第12条（守秘義務） 161
- 2 預託金を設定する場合の死後事務委任契約書の一例 163
  - (1) 第5条（預託金の授受） 165
  - (2) 第12条（預託金等の清算） 166
- 3 夫婦や兄弟での死後事務委任契約利用（条件付き同時契約の条項例） 170
- 4 死後事務委任契約書の作成方法 172

## 第5章 死後事務委任契約に掛かる費用と報酬

- 1 死後事務委任契約の費用と報酬 176
  - (1) 費用の設定方法の例 176
- 2 死後事務委任に要する費用の支払方法 185
  - (1) 自社の専用口座で管理する 187
  - (2) 信託銀行や信託会社の信託口座で管理する 187
  - (3) 自社以外の口座（信託口座を除く）で管理する 188
- 3 死後事務委任契約に関する報酬の受取方法 189
  - (1) 預託金からの清算 189
  - (2) 委任者の遺産からの清算 189
  - (3) 委任者からの遺贈や死因贈与を清算に充てる方法 191

## 第6章 実務での死後事務委任契約の流れ

- 1 死後事務委任契約までの大まかな流れ 196
  - (1) 問合せ 196
  - (2) 面談 197
- 2 死後事務委任契約に関する面談時の聴取り事項の例 200
  - (1) 本人に関する情報 201
  - (2) 死亡時の連絡先 204
  - (3) 葬儀社・葬儀方法・埋納骨の希望 204
  - (4) 解約・返却に関する事項 206
  - (5) 契約前に解決しておくべきことの整理 214
- 3 関係機関等への確認 221
- 4 必要書類の収集 225
  - (1) 死後事務委任契約書を公正証書で作成する際の必要書類 225
  - (2) 遺言公正証書の必要書類 225
  - (3) 委任者の戸籍等はどこまで集めておくべきなのか 226
  - (4) 私の診療に関する希望書（事前指示書） 230
- 5 見積書作成・費用説明 234
- 6 死後事務委任契約書の案文の確認 236
- 7 重要事項説明書の作成 237
- 8 公証人への案文依頼 243
- 9 公証人役場での作成 245
- 10 契約完了・見守り開始 249

## 第7章 死後事務委任契約から執行までの 見守り期間

- 1 執行までの委任者との関わり方 254
- 2 見守り期間中に異常を察知した場合は 257
  - (1) 安否確認の方法 258

## 第8章 実務での死後事務執行の流れ

- 1 委任者の死亡 266
- 2 遺体の引取り 268
- 3 死亡届への記載 271
- 4 関係者への連絡 274
- 5 葬儀・埋納骨・永代供養等 282
  - (1) 死後事務の委任事項から葬儀・埋納骨等を外して契約することもある 282
  - (2) 増える直葬依頼 283
  - (3) 副葬品の依頼 284
  - (4) 納骨までの焼骨の保管 285
  - (5) 遺骨の供養方法について希望のない委任者のために 286
  - (6) トラブル回避の最善策として 287
- 6 行政機関への届出 290
  - (1) 葬祭費の請求 291
  - (2) 介護保険等の資格喪失届 292
  - (3) 住民税、介護保険等の未納や還付通知の発送時期に注意 292
  - (4) 年金に関する手続き 293
  - (5) 過払い年金が発生するケース 293



|     |                              |     |
|-----|------------------------------|-----|
| 7   | 各種契約の解約と債務清算                 | 298 |
| (1) | 携帯電話の解約                      | 299 |
| (2) | 携帯電話の強制解約                    | 302 |
| (3) | デジタル遺品の問題                    | 302 |
| (4) | 医療保険の申請                      | 303 |
| 8   | 遺品整理と家屋の明渡し                  | 304 |
| (1) | 遺品整理                         | 304 |
| (2) | 賃貸物件の明渡し                     | 310 |
| 9   | 相続人等に対する完了報告と残余の預託金等の引渡し     | 313 |
| (1) | 相続人等に対する完了報告                 | 313 |
| (2) | 相続人がいない場合は誰に報告や管理財産の引渡しをするのか | 318 |
| 10  | 死後事務完了                       | 319 |

## 第9章 死後事務委任契約特有の税金問題

|     |                            |     |
|-----|----------------------------|-----|
| 1   | 相続の現場で関係する税金の基本            | 322 |
| (1) | 相続税の基本知識                   | 322 |
| (2) | 固定資産税                      | 322 |
| (3) | 譲渡所得税                      | 323 |
| (4) | 準確定申告                      | 325 |
| (5) | 贈与税                        | 326 |
| 2   | 死後事務委任契約に関する税金問題 Q&A       | 330 |
| Q1  | 財産を相続人へ相続させる遺言があった場合       | 330 |
| Q2  | 財産を相続人以外へ遺贈する場合            | 347 |
| Q3  | 財産を換金したうえで相続人以外へ遺贈する場合 (1) | 354 |
| Q4  | 財産を換金したうえで相続人以外へ遺贈する場合 (2) | 363 |

- Q5 財産を換金したうえで相続人以外へ遺贈する場合(3) 368
- Q6 財産を換金したうえで相続人以外へ遺贈する場合(4)  
(遺贈を拒否された場合) 372
- Q7 財産を相続人以外へ遺贈する場合で、他に相続人がいる場合  
375
- Q8 負担付死因贈与を受けるケース 382
- Q9 負担付生前贈与を受けるケース 385
- Q10 相続税が無申告のケース 389

おわりに 391

## コラム

- ・ たった2日間だけの身元保証契約 34
- ・ 身寄りのない高齢者の遺品整理を国や自治体が行うことはない  
81
- ・ 先に死んだ者勝ち 86
- ・ 公正証書でなければ第三者からの葬儀の依頼を受け付けない葬儀社  
111
- ・ 公共料金の解除に関して、死後事務受任者だと断られたケース  
120
- ・ 相談者は受任者が死亡した場合についても心配している 160
- ・ 公的支援とつながらない高齢者の存在 202
- ・ 死亡してから1か月後に届くAmazonの商品 211
- ・ ペットの安楽死を希望する依頼について 218
- ・ お墓に入れる人は誰? 223
- ・ 重要事項を作成しておけば防げた失敗例 240
- ・ 遺贈による寄付を受ける場合の公正証書の利用について 246
- ・ 公正証書で作成した死後事務委任契約書があっても遺体の引渡しを  
受けられるとは限らない 261

- ・ 通知のタイミングで失敗した事例① 277
- ・ 通知のタイミングで失敗した事例② 280
- ・ 戒名を委任者自身が生前に決めていた事例 288
- ・ おくやみコーナーの利用について 296
- ・ 死後事務受任者は相続人の住所を調査することができるのか？  
315
- ・ 相続税の課税対象となる財産、課税されないものって何？ 328
- ・ 相続税の特例① 338
- ・ 相続税の特例② 「配偶者の税額軽減」 340
- ・ 相続税の特例③ 「小規模宅地の特例」 344
- ・ 不動産を「会社への遺贈」とする場合は「不動産の譲渡」と考える！ 350
- ・ 「包括遺贈」や「特定遺贈」による相続税計算の違いについて 353
- ・ 遺品整理時に不動産の取得価額を示す売買契約書等を見つけると、  
所得税が小さくなるかも!? 356
- ・ 相続税の評価額と譲渡所得の収入金額との違いについて 361
- ・ 「公益法人」に対する課税の違いについて 370
- ・ 包括受遺者や相続人がいない場合はどうなるのでしょうか？ 374
- ・ 「兄弟に遺産を渡したくない」場合は、全部の遺産を遺贈するような内容にすべき！ 380
- ・ 死後事務受任者が法人（株式会社・公益社団法人・宗教法人）と個人での税務申告の違いはあるの？ 384
- ・ 死後事務委任契約の解約をした場合 387

第1章  
高齢者等終身サポート  
事業者ガイドライン  
策定の背景

# 1 高齢者等終身サポート事業とは

死後事務委任契約の解説をする前に、まず押さえておく大事なポイントがあります。それは政府によって令和6年6月に策定された「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）です。ガイドラインの目的は、高齢化や核家族化に伴い増加している高齢者の単独世帯が直面するライフイベントに対しての意思決定を支援する仕組みを整えることです。

特に高齢者等に対して死後事務支援サービスを始めとした、身元保証や日常生活支援等を行う事業「高齢者等終身サポート事業」の需要が増加しており、その需要は今後も増加していくと見込まれています。事実、平成23年頃までは、高齢者等終身サポート事業を行う事業者は約30事業者程度でしたが、令和5年の調査時には大小の事業者あわせて約400事業者まで増加しています（身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書）。しかし、事業者が増加する需要に対して直接規律・監督する法令や制度は存在しておらず、このような事業を所管する行政機関も存在していないのが現状であり、近年、様々なトラブルが報告されるようになり問題視されています。

高齢者等終身サポート事業の主なサービスとして考えられている、死後事務支援サービスや身元保証サービス等は、1回きりの契約行為とは異なり、契約した後、何年、時には何十年もの期間に渡って契約が続く長期契約になることも珍しくはありません。契約が長期に渡ることから、サービス提供に先行して費用の一部が前払いや預託金として事業者を支払われることが多いのも特徴です。しかし、契約者となる主な層が判断能力の低下が心配される高齢者ということもあり、高額な契約費用や預託金等を支払うことについて、利用者たる高齢者本

人が十分理解して契約していたのかが疑わしい事例も多数報告されています。こうした判断能力の衰えた高齢者を契約者とする長期で多額の前払い金が発生する契約形態は、一般的なその他の契約に比べて利用者保護の必要性が高いと考えられ、高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営の確保や健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるようになることを目的として本ガイドラインが策定されました。

ガイドラインが対象としている高齢者等終身サポート事業とは、主に「日常生活支援サービス」「身元保証サービス」「死後事務サービス」の3つであり、次ページの表のような内容を対象としています。

表の内容を見てわかるとおり、高齢者等終身サポート事業者が依頼者より求められる内容に、特別な知識や資格、技術等がないとできない業務はなく、これまで高齢者の家族が担ってきた役割を家族の代わりに行ってもらいたいというのが一番の需要ともいえます。高齢者等終身サポート事業者のホームページやパンフレット等では、「家族代行サービス」の名称で各種サービスの紹介が行われていますが、これはそのサービスの性格がよく表れた表現ともいえます。

しかし、こうしたこれまで高齢者の家族が担ってきたごく普通の行為であったとしても、高齢者の家族が行うのと全くの第三者が行うのでは依頼者との接し方や距離感、業務を行ううえでの報酬の有無等といった部分でその態様が大きく異なってきます。家族間であれば多少手を抜いたり、適当にほやかしていたとしても許されていた部分が、いざ業務として事業者が行う場合には当然そのような中途半端な仕事は許されるものではなく、大きなトラブルの原因となってしまうことがあります。実際に訴訟トラブルへまで発展してしまったケースがいくつもあります。

高齢者等終身サポート事業サービスの内容は、これまで家族が行ってきたごく普通の行為であるからこそ、家族が行っているうちは大きな問題はなく、またトラブルが起きたとしてもそれはあくまで家族間

# ●高齢者等終身サポート事業において提供されるサービスの例

| 種 類                | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日常生活<br>支援サ<br>ービス | 1 生活支援関係<br>① 通院の送迎・付添い<br>② 買物への同行や購入物の配達、生活に必要な物品の購入<br>③ 日用品や家具の処分<br>④ 病院への入院や介護施設等への入所の際の移動（引っ越し）及び家具類の移動・処分<br>⑤ 介護保険等のサービス受給手続の代行<br>2 財産管理関係<br>① 公共料金等の定期的な支出を要する費用の支払に関する手続代行<br>② 生活費等の管理、送金<br>③ 不動産、動産等の財産の保存、管理、売却等に関する手続代行<br>④ 預貯金の取引に関する事項<br>⑤ 金融商品の解約・換価・売却等の取引に関する手続代行<br>⑥ 印鑑、印鑑登録カード等の証書・重要書類の保管<br>⑦ 税金の申告・納税・還付請求・還付金の受領に関する手続代行 |
| 身元保証<br>サービス       | ① 医療施設への入院の際の連帯保証<br>② 介護施設等への入所の際の連帯保証<br>③ 入院・入所、退院・退所時の手続の代行<br>④ 死亡又は退去時の身柄の引取り<br>⑤ 医療に係る意思決定の支援への関与<br>⑥ 緊急連絡先の指定の受託及び緊急時の対応                                                                                                                                                                                                                       |
| 死後事務<br>サービス       | ① 死亡の確認、関係者への連絡<br>② 死亡診断書（死体検案書）の請求受領、火葬許可の市区町村への申請、火葬許可証及び埋葬許可証の受領、死亡届申請代行<br>③ 葬儀に関する事務<br>④ 火葬手続（火葬の申込み、火葬許可証の提示）に関する手続代行<br>⑤ 収蔵（納骨堂）、埋蔵（墓処）、永代供養に関する手続代行                                                                                                                                                                                           |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死後事務<br>サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 費用精算、病室等の整理、家財道具や遺品等の整理</li> <li>⑦ 行政機関での手続関係（後期高齢者医療制度資格喪失届、国民健康保険資格喪失届等）に関する代行</li> <li>⑧ ライフラインの停止（公共料金（電気・ガス・水道）の解約、インターネット・Wi-Fi等の解約、固定電話、携帯電話、NHK等の解約等）に関する手続代行</li> <li>⑨ 残置物等の処理に関する手続代行（遺品目録の作成、相続人等への遺品・遺産の引渡し）</li> <li>⑩ 墓地の管理や墓地の撤去に関する手続代行</li> </ul> |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」6頁）

でのトラブルであり、行政が過度に介入すべき問題ではありませんでした。しかし、近年の高齢者等終身サポート事業サービスへの需要の高まりとそれに応じた事業者の増加により、これまでは家族間の問題だったトラブルも、事業者と消費者間のトラブルへと変化してきています。本ガイドラインは、高齢者等終身サポート事業に対する行政としての対策の始まりといえるでしょう。



## 2 高齢者等終身サポート事業の 始まりと現状

高齢者等終身サポート事業のようなサービスは、これまで高齢者の家族が担ってきたところではありますが、高度経済成長時代を経て核家族化の進行、都会への人口集中等の影響で独居者の増加に伴い始まってきました。当初は葬祭事業を営む事業者へ自分の死後に家族の代わりにお墓に入れてほしいという要望から始まり、その後、日常生活の支援や入院・施設入所の際の身元保証、自分の死後に必要な手続きを家族に代わって行う死後事務委任へと独居者のニーズが広がり、各事業者がそのニーズに合わせてサービスを拡充していったことで、今日の高齢者等終身サポート事業が出来上がってきたといえます。

高齢者等終身サポートを担う事業者も、当初の葬祭事業者をはじめ、医療福祉事業者、士業事務所、地域有志の集まり、宗教法人等と多職種に渡って事業への参入がみられるようになりました。これはそうした広い職域に渡るほど独居高齢者をはじめとした、支援を必要としている人が多く存在していることを示しています。

参考までに、事業者の母体となっている業種別の事業者数を表に表すと次のようになります。

この表は、令和5年の調査にてヒアリングまたは書面調査を実施できた204の事業者の内訳で、実際の事業者数とは異なるようですが、多様な業種からの高齢者等終身サポート事業への参入があることがわかります。

高齢者等終身サポート事業を行っている事業者といっても、すべての事業者が一律に同じ業務を行っているわけではありません。各事業者には事業者ごとの特徴に合わせた相談が入ることになり、各事業者はそれぞれ得意とする分野のサービスを提供していくことになります。

| 業 種                    | 事業者数 |
|------------------------|------|
| 士業                     | 55   |
| 賃貸住宅や介護施設等への入所支援       | 33   |
| 介護サービス業                | 25   |
| 葬儀                     | 14   |
| 医療                     | 5    |
| 不動産業                   | 5    |
| 宗教法人                   | 4    |
| 清掃業                    | 3    |
| コンサルティング業              | 3    |
| 家賃保証会社                 | 2    |
| ボランティア団体等母体がないと思われる事業者 | 55   |

(「令和5年 身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」より一部抜粋)

例えば、士業事務所であれば、高齢者から相続手続の相談を入口として、遺言や任意後見等の手続き支援を行うこととなりますが、業務を行うなかで、相談者が独居でその他の親族の支援を受けることができないとわかれば、死後事務委任契約といった死後の手続きの相談にも対応していくことになります。

介護サービス事業者でいえば、訪問介護等で支援する独居高齢者が入院や施設入所となった際に、必ずといってよいほど身元保証人を求められる現状に鑑みて、独居高齢者の支援の一環として身元保証事業へ参入していくのは自然の流れともいえます。

また、当初は葬祭事業者へ相談が入っていたひとり暮らしの人のお墓問題についても、お寺等の宗教法人が独居で生活されている檀家の人の問題と捉えるようになり、檀家の人の要望に応じて葬儀や埋納骨の手続きを自ら行えるようにと高齢者等終身サポート事業へ参入して

くるといったケースも増えてきています。

さらに、高齢者等終身サポート事業者は表にあるような各事業者が単独で事業を行っているケースもあれば、士業事務所と葬祭事業者、士業事務所と宗教法人、医療・介護サービス事業者と葬祭事業者等の組み合わせといったような、各事業者が利用者のニーズに合わせて事業者ごとの強みを活かせる形で共同して事業を運営しているケースもあります。

ただ、こうした事業の組み合わせは様々な利用者のニーズに応えられるようになる反面、高齢者等終身サポート事業の内容が事業者ごとにバラバラとなってしまうことにもつながります。事業者ごとに提供されるサービスや料金がバラバラになることは、サービス内容や料金の比較検討を難しくすることとなり、各事業者を比較検討しようと考えている高齢者にとっては、どの事業者が自分に一番合ったサービスを提供してくれる事業者なのかを判断しづらくする一因にもなっています。

●事業者が提供しているサービスの組み合わせ例

| 組み合わせ                    | 実施サービス |        |      | 事業者数        |
|--------------------------|--------|--------|------|-------------|
|                          | 身元保証   | 日常生活支援 | 死後事務 |             |
| 身元保証、<br>日常生活支援、<br>死後事務 | ○      | ○      | ○    | 171 (83.8%) |
| 身元保証、<br>日常生活支援          | ○      | ○      | △    | 8 (3.9%)    |
|                          | ○      | ○      |      | 3 (1.5%)    |
| 身元保証、<br>死後事務            | ○      | △      | ○    | 7 (3.4%)    |
|                          | ○      |        | ○    | 4 (2.0%)    |
| 日常生活支援、<br>死後事務          | △      | ○      | ○    | 5 (2.5%)    |
| 身元保証のみ                   | ○      | △      | △    | 1 (0.5%)    |
|                          | ○      | △      |      | 1 (0.5%)    |
| 日常生活支援<br>のみ             | △      | ○      | △    | 1 (0.5%)    |
|                          | △      | ○      |      | 1 (0.5%)    |
| 死後事務のみ                   | △      | △      | ○    | 2 (1.0%)    |

※ 表中の「△」は、自らは当該サービスを提供していないが、問合せがあれば他の事業者を紹介したり、取次ぎをしたりしているサービスを示す。

(「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」より)

### 3 高齢者等終身サポート事業の問題 点が浮き彫りになった出来事

高齢者等終身サポート事業に関する問題や利用者との間のトラブルは事業者の増加や提供されるサービスの複雑化に伴って増加してきたことは事実ですが、行政が本ガイドラインを策定するきっかけとなる大きな事件がありました。

#### (1) 公益財団法人日本ライフ協会の破綻問題

公益財団法人日本ライフ協会（以下「日本ライフ協会」という）は、「みまもり家族事業」と呼ばれるサービスを提供していました。みまもり家族事業とは、身寄りのない高齢者等の入院や施設入所時の身元保証支援や日常生活支援、安否確認や万が一の場合の葬儀支援を行うことを内容としたものであり、今でいう高齢者等終身サポート事業です。

日本ライフ協会は、全国に18か所の事業所を有し利用会員数が約2,600名と大規模な組織運営を行っており、平成22年には内閣府の公益認定を受け、公益財団法人になりました。しかし、公益認定申請時には公益認定の前提となる預託金の保全方式を三者契約（預託金を第三者である弁護士・司法書士等が保管）として申請していたにもかかわらず公益認定がおりるやいなや、内閣府に無断で弁護士等が介在しない利用会員と日本ライフ協会との二者方式に変更してしまいました。つまり、弁護士等の専門家が日本ライフ協会から独立して預託金を管理する契約を締結することで、利用会員から預かった葬儀費用等に充てるはずの預託金の適切な保全・管理が図られることが公益認定の前提となっていたにもかかわらず、日本ライフ協会は、利用会員との二者契約で預託金を自ら管理し、「公益財団法人」という国からのお墨

付きで安全であるという信用面の部分だけを悪用して、利用会員にとって危険な営業を続けていたということです。

こうしたずさんな管理のもと、日本ライフ協会は、二者契約で自社管理していた預託金のうち約 2.7 億円を従業員の給与等の運営費に流用し、また 2.7 億円の流用とは別に、関連法人に 1.7 億円を不正に長期貸付するなど違法行為も行っていました。

その結果、日本ライフ協会は、内閣府公益認定委員会による勧告を経て、平成 28 年に公益認定の取り消し、破産手続の開始となりました。日本ライフ協会の破綻は、ずさんな経営者のもとでのずさんな預託金の保全方法によって、なるべくしてなったともいえますが、「公益財団法人」という、国のお墨付きともいえる名称が被害を拡大させた要因ともいえます。

一般の消費者からすれば「公益財団法人」と名のついた法人であれば、国が行っている事業の一環として勘違いしてもおかしくはありません。そうした信頼性の高い名称を悪用することで、利用会員数を増やしていった結果、多数の被害者を出したのが日本ライフ協会事件です。

日本ライフ協会が破綻したことによって、「みまもり家族事業」等のサービスを利用していた会員はそのサービスを受けることができなくなり、また本来は自分の死後に葬儀費用等に充てるために預けてあったはずの預託金も一部しか返還されないという事態になりました。日本ライフ協会では、一般的なモデルケースで契約時に入会金や事務管理費、身元保証料として約 100 万円、危篤・死亡時の駆けつけや葬儀等の喪主代行及びその人件費として約 60 万円程度を支払うこととなっていました。簡単に言えば、100 万円が日本ライフ協会の利益で、60 万円が死後事務等に充てる預託金ということになります。この預託金 60 万円は、本来日本ライフ協会の資産とは別に分別管理され保全されるべきものでしたが、違法に流用された結果、日本ライフ協会の破綻後に会員だった利用者に返還された金額は預託金のごく一部と

なってしまったわけです。

また、本来返還されるべき預託金が返還されなかったことで、元会員の人には金銭的な損害はもとより、次の入所先に移れないという二次的被害も発生することになりました。もともと、日本ライフ協会を利用して高齢者の多くが身寄りのない高齢者であり、日本ライフ協会との契約も自身が高齢者施設に入所する際の身元保証人としての役割を期待して契約を交わしていました。日本ライフ協会が破綻したことで、これまでどおりの身元保証サービスを受けられなくなったとしても、利用会員だった高齢者が身元保証人を必要とする状況が変わるわけではありません。ですので、利用会員だった高齢者としては、新たな身元保証会社を見つけなければならず、また、身元保証会社が見つかったとしてもその身元保証会社へ再度、契約金や預託金等を支払う必要があるといった二重の費用負担の問題が出てきました。もともと生活に余裕があった人なら別ですが、ギリギリの生活をしているなかから日本ライフ協会への費用を捻出していた人の場合は、次の身元保証会社への支払いができずに露頭に迷ってしまうといった事案も報告されています。

こうした公益財団法人の異例の破綻事件は、高齢者事業に携わる人々に大きな衝撃を与えることとなり、行政において本ガイドラインを策定するきっかけにもなった事件といえます。

## (2) 裁判所に「公序良俗に反する契約で無効」とされた死因贈与契約

高齢者等終身サポート事業に関するトラブルは日本ライフ協会事件以外にも発生しており、近年では、高齢者等終身サポート事業者との間で身元保証契約に伴って締結した死因贈与契約が民法 90 条の公序良俗に違反して無効であるとした事例があります（名古屋地方裁判所 岡崎支部令和 3 年 1 月 28 日判決）。

この事案は、以下の図のような当事者関係がありました。

## ～著者略歴～

### 谷 茂 (たに しげる)

行政書士

第八行政書士事務所 代表

一般社団法人 死後事務支援協会 代表理事



大学卒業後は、不動産会社の賃貸管理部門に就職。その後日本初の遺品整理専門会社に就職して、孤独死や自死現場も含めた様々な遺品整理の現場に長年従事。

遺品整理専門会社を退職後に、遺品整理専門の行政書士として「第八行政書士事務所」を開設。長年疎遠だった親族からの要望に応じて、遺品整理現場での財産調査を含めた相続手続のサポートを開始。

遺品整理専門の行政書士として活動するなかで、単身高齢者の死後の遺品整理の相談を受けるようになり、単身高齢者等の死後の手続き支援機関として「死後事務支援協会」を設立。

死後の手続きで不安を抱えている単身者等に対して、「死後事務委任契約」を中心とした支援を行っている。

### 山口 徹 (やまぐち とおる)

税理士

昭和61年4月 名古屋国税局 採用

平成23年7月 名古屋西税務署を最後に退職

平成23年9月 山口徹税理士事務所相続税専門として開業

平成24年6月 行政書士事務所あけの開業

平成25年5月 税理士法人設立に関与、社員税理士登録（個人事務所廃止）  
法人300件超の決算申告、所得税申告500件超の申告の担当  
この間にも、相続税申告の引受けを継続

平成28年9月 税理士法人 退社

平成29年11月 税理士法人フォルス設立代表に就任

令和4年5月 東京都渋谷区恵比寿に恵比寿事務所設置



税理士、相続コンサルタントとして、ハウスメーカー、生命保険会社、葬儀社などでセミナー講師を引き受ける。

税理士としては、「実家の埋蔵金を見つける税理士」として、実家に眠る現金の存在を指摘、または空き家の活用方法等を紹介している。

相続コンサルタントとしては、相続対策を講ずることの重要性を説明。相続財産の最大活用を目指すための対策を行い、実行することが大事であると啓蒙している。